

三重県剣道連盟慶弔規則

〔趣旨〕

第1条 会員に慶弔ある時は、本規則により見舞金ならびに弔慰金等を支給する。

〔慶弔金の支給基準〕

第2条 見舞金並びに弔慰金等は、別記の「慶弔金支給基準」により支給する。

〔届出〕

第3条 会員に慶弔ある時、会員はその都度、支部を通じて三重県剣道連盟事務局に届け出なければ慶弔金の支給を受けることができない。

〔規則以外の慶弔〕

第4条 本規則に定めなき慶弔については、必要に応じてその都度会長と理事長が協議し決定する。

附則

- 1 本規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日 一部改正
- 3 平成29年6月1日 一部改正

別記（第2条）

慶弔金支給基準

No. 種 別	対 象	内 容	慶 弔 金 額
1. 長期入院	会長 副会長 理事長 常任理事	本人入院 (1ヶ月以上1回 限り) 見舞い金	¥10,000
2. 死 亡	同 上	本人死亡 香典 生花又は花輪 弔電	¥20,000
3. 同 上	同 上	配偶者死亡 生花又は花輪 弔電	¥10,000
4. 同 上	会 員 (四段以上)	本人死亡 生花又は花輪	¥10,000
備考 その他会長・理事長が協議し必要と認めた場合			